

新田小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命にまたは身体に重大な危険を生じさせるものである。

いじめは、すべての学級、すべての子供に起こりえるものである。本校では、日常的にいじめの未然防止に取り組み、すべての児童が楽しく、心豊かな学校生活を送れるように、いじめのない学校づくりを推進していく。

1 いじめの定義

いじめとは、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インタもーネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

2 いじめの理解

(1) 暴力を伴う

- ・軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

(2) 暴力を伴わない

- ・ひやかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・金品をたかられる。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

- 学校、学級内で児童一人一人が認められ、お互いを大切にする温かい人間関係を築く。
- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作り、いじめを未然に防止する。
- 児童、教職員の人権尊重の意識を高める。
- 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導を充実する。
- 児童一人一人の些細な変化に気付く感覚や、児童・保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- いじめを早期に発見し、組織的対応を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を深める。

4 校内体制

(1) 組織

「いじめ対策委員会」を設置する。構成は、校長、副校長、教務主任、生活指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、その他校長が認めるものとする。

(2) 役割

いじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発に関するを行う。

- ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析
- ・いじめに関する情報の収集及び共有
- ・いじめの事実の確認、対策案等の検討
- ・学級への指導体制の強化、支援
- ・児童・保護者へのいじめの防止の啓発
- ・該当児童への指導、該当保護者への対応
- ・外部組織への協力要請、又は、警察への通報

5 いじめ防止等の対策のための具体的な取り組み

「いじめ防止対策推進法」第十六条により、早期に発見するための在籍する児童に対する定期的な調査、その他必要な措置を講ずる。

(1) いじめの防止

- ・人権教育を推進し、日頃よりいじめを許さない学級づくり、集団づくりに努める。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為ではないこと、教職員全体で共有し、指導にあたる。
- ・様々な場面・学習を通して児童の社会性やコミュニケーション能力を育成する。
- ・自己有用感や自己肯定感を育成することに努める。
- ・保護者との連携を図る。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめにつながる行為を見逃さず、常に情報共有をする。
- ・年3回のアンケートを実施する。
- ・朝の会、帰りの会等の学級活動を通して児童の実態を把握する。
- ・家庭訪問するなど、保護者との連携を深める。

(3) いじめに対する措置

いじめを認知した場合、次の①～③に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

①安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。

②事実確認

いじめを認知した場合や、児童がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

③指導・支援・助言

- ・いじめの事実が確認された場合、直ちにいじめをやめさせる。
- ・再発防止のためスクールカウンセラー等の外部組織にも協力得る。
- ・複数の教職員等によって、いじめを受けた児童やその保護者への支援や、いじめを行った児童への指導またはその保護者への助言等を継続的に行う。
- ・時系列で対応等の記録を残す。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断

「いじめ防止対策推進法」第二十八条で、次の場合を重大事態として、学校の設置者又は設置する学校は、その事態に対処し速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものと規定されている。

- 1 いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【重大事態について次の事項に留意する】

①「生命、心身または財産に重大な被害」について、次のようないじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

- ア 児童が自殺を企画した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害をおった場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

②「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

(2) 重大事態発生時の対応

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに江戸川区教育委員会に報告をする。
- ・「いじめ対策委員会」が中心になって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ・調査によって明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童及びその保護者に対して提供をする。